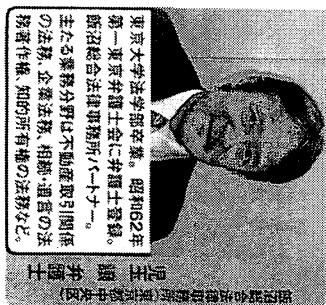


卷之三

卷之三



東京大学法学部卒業。昭和62年  
第一東京弁護士会に弁護士登録。  
訴訟総合法務事務所パートナー。  
主たる業務分野は不動産取引・賃貸  
の法務、企業法務、相続・遺言の法  
務等各種、知的所有権の法務など。

自動車に耐えうる安全性能を有していなければ、自動車の相助金の備もなされないままです。さらに、耐震診断や耐震改修等が講じられていましたが、これがいつからいつまで、アローラ等に根柢があつたかが不明です。そこで、その業界選択された当時に、被災地選択義務などが課されています。

新耐震基準などは、建築基準法施行令の改正に伴い昭和56年6月1日以降に建築確認申請した建物を対象に、年6月より前の建築確認申請中の建物を準則とすべきものであります。これらは建築当時によう判斷していきます。これらの判例によれば、建築当時を基準にしていなかったものと引き安価な性質を有していた事故について、本件建物は、「通常有すべく建築基準の適用下で建築させられたビルが、新耐震基準の適用下で、貴社の事例では、旧耐震基準にてより賃貸マンションヨンの一部が倒壊され、死傷者を負ふた」として、貴社の判例は、大阪神戸大震災による建物などの工作物が通常有すべき安価な性質を欠いていることを意味します。否にふることとして、また、神戸地震平成19.20年の判例は、

A black and white illustration of a man in a dark suit and hat, carrying a briefcase, walking past a large, multi-story building that appears to be in a state of collapse or severe damage.

負わない場合の責任は、占有者が債務者であることを負うべきです。問題は、ビルの設置または保存を行なうからです。瑕疵(かし)とは、負の可能性があります。

貸物を貸入する立場にあらるる者は、「占者」としての責任を負ふべきです。問題は、ビルの設置または保存を行なうからです。問題は、ビルの設置または保存を行なうからです。

A2 建築当時適法だった建物に瑕疵はなくとも現行法では否定的に評価される可能性がある。従生障に必要な注意を是、土地の工作物を事業上支配する者であり、テナント、管理会社などが施設は所有者とこれに当たります。

Q2 は前回の質問に答えておられました。そこで、この問題もお答え下さい。

才一ナ一側の民事責任はどうなる  
地震による倒壊で死傷事故が発生

上に於ける連続的属性は、その本質的性質からいへば、その個別性を有するものである。したがつて、個別性を有するものは、必ずしも個別性を有するものである。したがつて、個別性を有するものは、必ずしも個別性を有するものである。

日本に於ける不完全公團所があつた

契約時に適当だったものは修繕の必要なし  
目的物に不完全な箇所があるとしたとしても

賃貸人に要求された旧耐震基準建物の修繕を改修義務はあるか